▼書評

川喜田敦子著『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』

（白水社、二〇一九年三月、三八四頁、四三〇〇円＋税）

大津留厚

1

本書は著者が長年にわたって取り組んできた、第二次世界大戦後東欧各地から追放されて、当時連合国占領下にあったドイツおよびオーストリアに避難した人びとに関する記憶の問題を集大成したものである。今、そのことを語る意義を著者は次のように述べている。「逃亡、強制退去、移住措置によって居住地を離れた約一五〇〇万人のドイツ系住民のうち、領土割譲によって縮小された戦後ドイツの領域内にたどり着いた者は約一二〇〇万人だった。恣意的殺害、略奪、虐待、報復、性暴力をともなう過酷な条件の下で行われた住民移動は、その過程で約二〇〇万人の犠牲者を出したと言われてきた。近年、犠牲者数の見直しが行われているが、強制移住による直接の犠牲者はそれでも約五〇〜六〇万人にのぼると考えられている」。この痛みを伴う歴史事象について、「近年のドイツにおける研究は、『追放』と統合に関する実証研究から、『追放』をめぐる記憶構築へと大きく重心を移してきている」。「『追放』をドイツ人の被害という関心からだけ見ようとする狭隘な視点が相対化され、『追放』をヨーロッパ史の視点からとらえようとする機運が生じたのである」（一三-一四頁）、と著者は言う。つまりこの問題を「第二次世界大戦後」の「ドイツ」に限定された問題としてとらえるのではなく、もっと長期にわたるヨーロッパ史ないし東欧史に内在する住民移動の中に位置づけ（通時性の認識）、同時期に東欧で起こった大規模な住民移動の横の連環の中に位置づける（共時性の認識）ことが必要とされる、その時に当たって本書を世に出す所以があるという。そしてそのために著者は、歴史的事実としての「追放」の構想、「追放」の執行、被追放民に対する統合政策、「追放」と統合をめぐる歴史記述（記憶形成）の四つの局面をつなぎ合わせていくという方法を取っている。本書は終章を含めて一二章で構成されている。

第一章　「追放」の前史——国民国家形成と住民移動
第二章　第二次世界大戦の戦後処理と住民移動
第三章　統合からタブー化へ——東ドイツの「移住民」
第四章　ナチズム後の国民の再定義——西ドイツにおける法的同権化
第五章　戦後の経済復興と社会再編——西ドイツにおける社会的・経済的統合
第六章　領土喪失後の回復要求——西ドイツにおける政治的統合
第七章　「追放」と統合をめぐる研究プロジェクト
第八章　失われた「東方」と被追放民の文化保護
第九章　冷戦下の東西分断と被追放民問題
第一〇章　ナチの過去との対峙と被追放民問題
第一一章　変容する意識——一九六〇年代に向けた変化
終章　二〇世紀史の中の「追放」

2

第一章では「追放」の通時性が論じられる。まずそもそものドイツ語を話す人々の東欧への移住を概観した後で、国民国家形成と、それと表裏の関係にある民族マイノリティの形成と同化への圧力の問題を指摘している。「ドイツ語を話す人々も含めて様々な民族が混住していた東欧において、一九世紀半ばから二〇世紀初頭にかけて生じた大きな変化は、一方で民族マイノリティの自然な同化が進むとともに、他方では民族マイノリティに対して同化への圧力が強まっていったことだった」（二七頁）。そして第一次世界大戦後、「国境が変動するなかで顕著に生じたのは、新しい国家においてマイノリティに転落することになる人々が、自民族が多数を占める『本国』へと脱出する動きだった。国外移住者の数はヨーロッパ全体では一〇〇〇万人を超えた」（二九頁）として例に挙げているのがオーストリアである。「戦間期のオーストリアの人口構成を見ると、この移住の規模がよく分かる。人口の一〇％超にあたる七六万四〇〇〇人は国境外の旧ハプスブルク帝国領で生まれた者であり、うちベーメンとメーレンの出身者が四四万人を数えた」とし、「これだけの人口がオーストリア＝ハンガリー二重帝国崩壊後に『本国』に還流した」（二九頁）と述べている。しかしこの時期のオーストリアで言えば、「四四万人」の多数は、ボヘミアとモラヴィアに「本籍」があって、帝政期にオーストリアに働きに来て、第一次世界大戦後チェコスロヴァキアに「帰らなかった」人と考えられる。この時期の東欧で言えば、「民族自決」を一つのキーワードとして成立した諸国家に少数者が存在することを前提として「少数民族保護」が課題であり、住民移動、特に強制的な住民移動による民族的均質化は例外に属したのではないだろうか。

第二章で論じられるのが実際の「追放」になる。東欧からドイツ系住民を排除するという考え方は主にポーランドとチェコスロヴァキアの亡命政権によって主張されていたが、連合国もその考え方を受け入れ、またソ連はポーランド東部領を割譲させ、代わりにポーランドにはドイツ領東部領を与え、ドイツ人は強制移住させる案を考えるにいたった。ドイツの在外資産は戦争賠償の一角を占めることになり、領土変更、住民の強制移住、財産の没収は一つのセットになって戦後処理の枠組みを作った（四九頁）。「第二次世界大戦後の住民移動」ではポツダム協定によるドイツ系住民の移住（ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー）がまず論じられ、南東欧、ソ連からの追放が続く。それぞれの地域で事情は異なるものの、改めてドイツ系住民の追放が、「住民移動によって民族問題を解決しようとしてきた二〇世紀前半のヨーロッパ史の縦の連関のなかに、もうひとつは第二次世界大戦後の東欧における民族秩序再編という同時代的に進行した横の事象の広がりのなかに」（六〇頁）位置づけられることが主張されている。

第三章からは統合が論じられる。占領下のドイツに流入した被追放民の数は（一九五〇年まで）、西ドイツが八一〇万人、東ドイツが四一〇万人に達した。第三章で論じられるのはこのうち東ドイツが受け入れた被追放民である。東ドイツにとって、被追放民の存在は一つには国境問題と関連していた。つまり国境（オーダー・ナイセ線）の修正を否定することは、東欧諸国に対する外交的配慮であると同時に、被追放民が現状に落ち着くことで内政的にも安定させる狙いがあった。そのうえで、ＳＥＤは被追放民が社会の中で特殊な集団を形成し、他の住民から区別される存在であることを嫌った。ＳＥＤは「移住民にかかわる特殊な問題は解決された」として、四九年三月までに移住関係機関の活動

を停止させ、このあと移住民問題はタブー化されることになる。

第四章では西ドイツが対象になるが、当面は占領下であり、占領軍の意向が問われることになる。西ドイツ建国後の被追放民政策の大きな特徴は被追放民という特殊な地位の永続化が図られたことであった。そのためにもまず被追放民を「国民化」しなければならなかったが、それは基本法第一一六条第一項で規定された。つまり「ドイツ人とは、ドイツ国籍を有する者及びドイツ民族に属する者で難民または被追放民……」と規定され、「ドイツ民族に属する者」にも国籍が認められることになった。そのうえで、被追放民の範囲は「現在外国の統治下にあるドイツ旧東部領もしくはドイツ帝国の一九三七年一二月三一日の領土外に居住し、第二次世界大戦に関連して、追放、とくに強制移住ないし逃亡した結果その居住地を失ったドイツ国籍者もしくはドイツ民族に属する者」と規定された。「『民族ドイツ人』をドイツに帰還させ、『民族的帰属』に応じて国籍を与えるという点においては、ナチ時代の民族移住政策の発想は、想定とは全く違う形をとりながら望まずして実現することになった」（一一〇頁）。

第五章で論じられるのは社会的・経済的統合である。そこでまず取り上げられるのは受け入れる社会が被追放民を他者として排除しようとする言説だったが、その背景には地元住民の側の防衛反応があったことを著者は指摘している。また言語の差異について、「被追放民が使うドイツ語は、語彙、イントネーション、調音などの点において地元住民の使う低地ドイツ語とは異なっていた」ことが、「地域的アイデンティティがよそ者とのあいだの境界線を固定化させるメルクマールとして利用された」と総括している（一一六－一一七頁）。他方で、一九六二年までの間に計算上ではすべての被追放民が一度は西ドイツ内で再移住し、多くの場合産業中心地に移ったことが指摘されている。労働力を経済の中心地に誘導することにより、被追放民の経済的統合が促進された（一二一頁）。被追放民に対する財政的な支援策が緊急援助法と負担調整法であった。そのうち緊急援助法は戦争被災者の当座の支援であり、負担調整法は戦争被害に対する補償であり、とりわけ賠償目的で接収された私有財産に補償を行うことは西ドイツに課せられた責務だった。こうした排除と統合を総括したのが「早期統合神話と現実」の節である。被追放民の統合は経済復興とならんで、西ドイツの成功の歴史を構成する一要素と考えられるが、早期統合神話が「ナチの影から逃れられない近代ドイツの歴史に代えて、戦後史の中にポジティヴなアイデンティティの源泉を求め」ると同時にそれは被追放民にとっても自己表象の戦略に合致していたことを指摘している（一三八頁）。

第六章は被追放民の政治的統合を考察している。そもそも西ドイツが「領土変更にともなって流入した大量の人々からなる特殊な集団を維持しようとした」ことは、連合国や東ドイツの認識と見解を異にしており、その背景には西ドイツの領土再編への思惑があった。そこに被追放民が戦後西ドイツ政治に統合される契機があった。一九五〇年一月に故郷被追放民ブロック（ＢＨＥ）が結成され、一九五三年の連邦議会選挙では全国平均で三四％の票を獲得するが、この政党は一九五七年の選挙では得票率五％を得られず、議席を失うことになる。被追放民が既成政党に吸収されていったことになる。それに対して被追放民の利益団体と同郷人会は長く影響力を行使することになる。利益代表組織は移住先の地域ごとに組織化され、社会的・経済的利益を代表し、同郷人会は出身地別に組織化され文化・外交を担った。両者は一九五七年に合同し、被追放ドイツ人同盟（ＢｖＤ）が成立した。被追放民は当初から独自の文

化・伝統・地域性の維持を望んでいたが、被追放民組織の文化活動の根拠になったのが被追放民法第九六条であり、それによって連邦予算から助成金が出され、それが被追放民をめぐる研究教育活動が展開する原資になった。

第七章以下はその結果としての文化政策が論じられる。まず取り上げられるのが『追放の記録』である。この企画にはもともと外交的な思惑があった。つまり「追放」が非人道的に行われたことを立証し、追放行為の不当性を強調すれば、領土問題でドイツ側に有利になると考えられた。しかし次第に学術的意義が重視されるようになると、ドイツ人の追放につながる歴史的展開を記述する『最終巻』をめぐって対立が深まった。つまり「前史」にナチの移住・絶滅政策を含めるか否かをめぐる対立の中で、『最終巻』は刊行されなかった。文化政策のもう一つのプロジェクトが『西ドイツの被追放民』であり、これは『追放の記録』を補完する「統合の記録」の意味合いを持っていた。そこで編集委員会が打ち出した方針は「幸福理論」、すなわち「西ドイツの経済の復興と成長は被追放民という労働力を得たことによって可能になったのであり、「追放」は結果的に西ドイツに有利に作用した」という理論に対して反論する、というものだった。「追放」は悪くなかった、ということになればオーダー・ナイセ線の修正も必要ないと解釈される可能性があった。しかし他方で「共産主義の陰謀」に対する勝利として統合の成功を強調しなければならなかった。結局「統合が帰還の前提」という方針が打ち出されることになる。

第八章で検討されるのは旧東部領に関する研究と教育である。ドイツにおける東方研究は、もともと中東欧を「ドイツの文化土壌、民族土壌の一部」と考え、その地のスラヴ人への蔑視とドイツ人の優越意識が結びついていた。戦後の東方研究は戦前からの制度的、人的連続性を持ち、またその問題意識も当初は「ドイツ人中心主義」であった。著者は「ヴァイマル共和国期における東方研究の興隆の背景にヴェルサイユ条約に対する修正要求があったとするならば、東部領の喪失は第二次世界大戦後の東方研究再建を政治的に動機づけた重要な要因だった」(一九六頁)、と的確に指摘している。しかし五〇年代半から六〇年代初めには東欧史学科の制度化が進み、研究者の世代交代もあって東欧諸民族の歴史をそれ自体価値あるものとしてとらえ、東方研究を通じて東欧諸国との相互理解を深めることが目指されるようになる。

教育における東方教育では、常設文部大臣会議の諮問機関、ドイツ教育審議会の「ドイツの教育における東欧についての意見書」(一九五六年三月)が注目される。この意見書では再統一への要請と冷戦下の東西対立が強く影響していたが、同時にナチの過去との取り組みが重視され、過去への反省の上に立つ東欧諸国との共生が目指されることになる。これに関連して、少し時期が異なるが、西ドイツとポーランドの教科書会議への展望を示してほしかった。

第九章では東西ドイツ間の「被追放民」の統合構想の違いが検討される。西ドイツの連邦被追放民法第九六条の基調は、独自の文化と歴史を持った集団として、その特性を保ったまま追放民を統合するという考え方であり、そのためにこそ「被追放民」の文化活動への奨励があった。しかしそれは「文化」にとどまらず、旧東部領回復要求、反共産主義という政治的要求と結びつく可能性があった。そこで出てくるのが言葉としての「故郷権」ということになる。「故郷権」の語はもともと一九五〇年の「故郷追放ドイツ人憲章」で使われたが、そこで「故郷権」は神から与えられた人間の権利のひとつとして位置づけられ、その実現

が要求された。

第一〇章で論じられるのはナチの記憶と「追放」の記憶の関係性の問題である。つまりナチ時代にドイツ人が行った犯罪行為と「追放」の際の非人道的行為を等価の犯罪として「相殺する」ことになるのか、ということである。著者は、「被害体験として『追放』を強調することと、「追放」の原因を共産主義の暴力に転化することによって、前史に当たるナチ時代の出来事と切り離して「追放」を見るという一九五〇年代に作り上げられた認識の枠組みは、こうした忘却を助長することはあっても、忘却に抗する力にはなりえなかった」（二四三–二四四頁）と総括している。第一一章では統合の進行がかえって関心の低下を生み、被追放民が「周縁化」することが論じられている。

終章がまとめとなる。一九九〇年代になって「追放」は再び二〇世紀ヨーロッパ史の中に位置づけられ理解されることになった。そこには二つの新たな取り組みがあった。一つは比較の視点で住民移動の構想局面、執行局面、統合局面、記憶形成において国際的な比較が可能である、ということである。もう一つは同質性だけを頼りとするのではない統合と連帯の形の模索であった。そこに一九九〇年代半ばにドイツ研究の道に進んだ著者の出発点があった。第二次世界大戦にまつわるドイツ人の最大被害と考えられ、そのようなものとして語られてきた「追放」が、ナチ時代の加害と結びつく形で相対化され、共時的な他国の経験と比較されることによっても相対化される。それは戦争と戦後処理に関する自国中心的な歴史観を見直す作業になる。

3

ここまで見てきたように、本書が第二次世界大戦後、東欧から「追放」されたドイツ人々をめぐる諸問題を丁寧に一つずつ論じた労作であることは論を俟たない。とりわけ東欧からのドイツ人の追放をドイツ固有の問題ではなく、もっと広くヨーロッパ史あるいは比較史の視点から捉えようとしたことは、評価できる。ただここで解明できたのは、あくまでも「被追放民」をめぐる問題であり、「被追放民」そのものではない。「被追放民」の顔が見えるのは、言語の問題を取り上げた「他者化の言説」の項と第一〇章第二節「消えるナチズムの記憶」などにとどまっている。たとえば被追放民団体が「神聖な権利」と考える「故郷権」の議論でも、「人と国家が強力に結ばれている限り、人と土地を結ぶ故郷権のような論理があれば、いったんは切り離された土地と国家の関係を人を媒介に再び結び直すことができるということでもあった。このとき、故郷は、郷土であると同時にいともたやすく国土と同一視される。この論理のなかで、西ドイツにおける故郷権は、人権思想ではなく領土要求の色を強く帯びることになった」（二六五頁）と理論として否定的に評価している。しかし「故郷権」というものを、「そこに生まれた人が持っている固有の権利」として考えた時に、その故郷を追われた人たちが「故郷」に何を求めるのかは、当事者に聞いてみるほかない。歴史学として「記憶」を考察の対象とするとき、記憶する側の論理に対し記憶される側の主体性をどう回復していくのか、改めて問われるのではないだろうか。

（おおつる　あつし・神戸大学名誉教授）